

## 役員報酬規程

### （総則）

第1条 この規程は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会定款第26条の規程に基づき役員の報酬の支給に関する事項を定める。

### （報酬決定）

第2条 役員は無給とする。ただし常勤理事は有給としその報酬は理事会において決定する。また、監事の報酬は社員総会で決定する。

### （報酬額）

第3条 常勤理事の年額報酬は600万円を上限とし、具体的な報酬額の決定に際しては、経験・能力等を考慮して定める。

### （支給方法及び支給日）

第4条 常勤役員には毎月20日役員年額報酬の12分の1を月額報酬として支給する。ただし、支給日が休日にあたる場合は前日に繰り上げて支給する。

### （通勤手当）

第5条 常勤役員には、別途通勤手当を支給することができる。

### （改廃）

第6条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした平成24年6月5日から施行する。